

序章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、緑の将来像、目標、施策等を定め、都市公園の整備などの都市計画による事業・制度のみならず、道路や河川、市役所、学校等の公共公益施設の緑化、市民や企業の緑化活動、意識啓発など、本市の水と緑のまちづくりを総合的、計画的に推進するための基本計画です。

旧加賀市では、平成11年11月に「加賀市緑の基本計画」を策定し、「緑と水のうるおい回廊・加賀市」を緑の将来像に掲げ、「加賀市の骨格を成す地域の豊かな植生・緑を守り生かす」「地域の安全性を高め、潤いを与える身近な緑を育て増やす」「緑の回復再生・自然との共存共生を推進する体制づくり」の3つの基本方針のもと、各種施策を展開してきました。

近年、わが国では、人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、地球温暖化に伴う自然災害の頻発、公共施設の老朽化のほか、市民ニーズや価値観の多様化、AI（Artificial Intelligence：人工知能）やIoT（Internet of Things：モノのインターネット）等の未来技術の進歩など、社会情勢が大きく変化しています。

平成28年に国土交通省は、新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方として「社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための政策へ移行すべき」と示し、緑とオープンスペースが有する多機能性の重要性と、重視すべき観点が示されました。

また、平成29年には、都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、「民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現」することが目標に定められています。

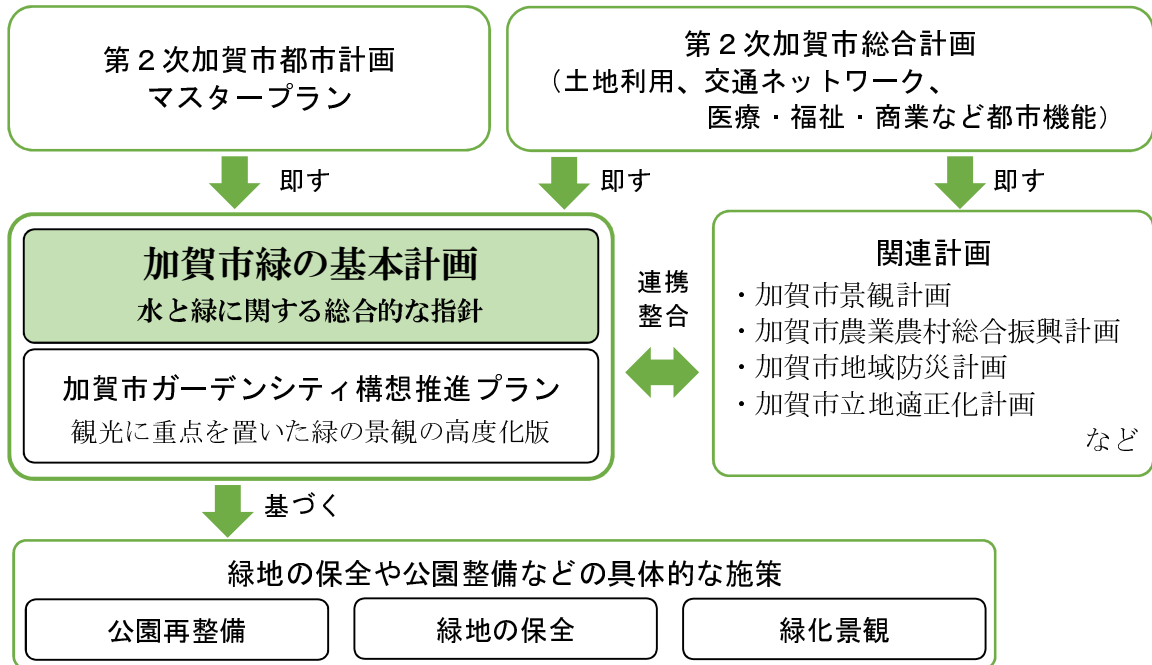
本市においては、平成17年度に旧加賀市と旧山中町の合併により新加賀市が誕生しましたが、全国の多くの都市と同様に、人口減少や少子高齢化のさらなる進行、地域コミュニティの希薄化など、様々なまちづくりの課題が顕在化しています。その一方で、北陸新幹線敦賀延伸が控えており、この機会を活かし、地域の活力や経済の活性化を図る取組も求められています。

本計画は、これまで進めてきた取組や社会情勢の変化を踏まえつつ、市民や地域、事業者、各種団体等と連携しながら、総合的な水と緑のまちづくりを進めるものとなるよう策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法に基づき、本市の上位計画である「第2次加賀市総合計画」や国、県、市の各種関連計画等との整合を図り、本市における水と緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画として位置づけます。

【計画体系図】

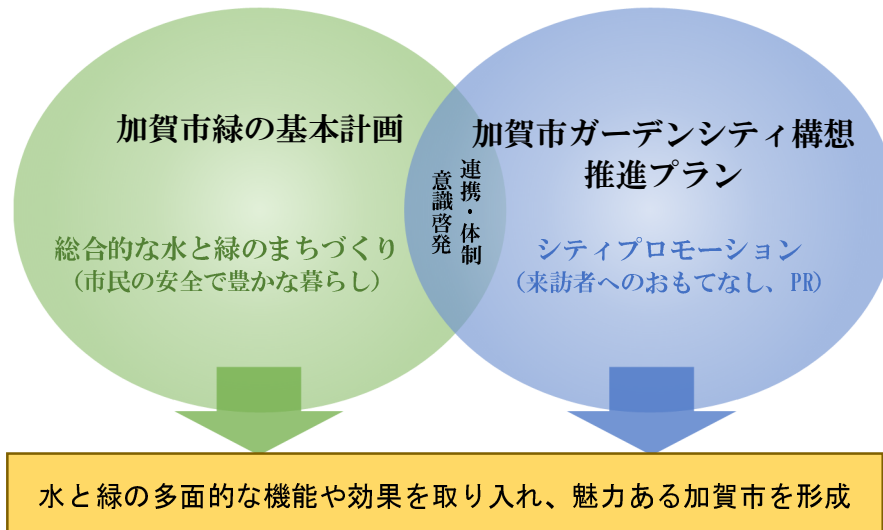


■本計画と加賀市ガーデンシティ構想推進プランの位置づけ

本計画は、本市の水と緑のまちづくりを総合的に推進するための基本計画である一方、加賀市ガーデンシティ構想推進プランは、地域の魅力を発信するシティプロモーションを意識した計画となっています。両計画ともに市民や地域、事業者、行政の協働による活動は共通していますが、計画の目的やターゲットは異なっています。

これらの計画を推進し、水と緑の多面的な機能や効果をまちに取り入れることで魅力ある加賀市の形成を目指します。

【本計画と加賀市ガーデンシティ構想推進プランの関係イメージ】

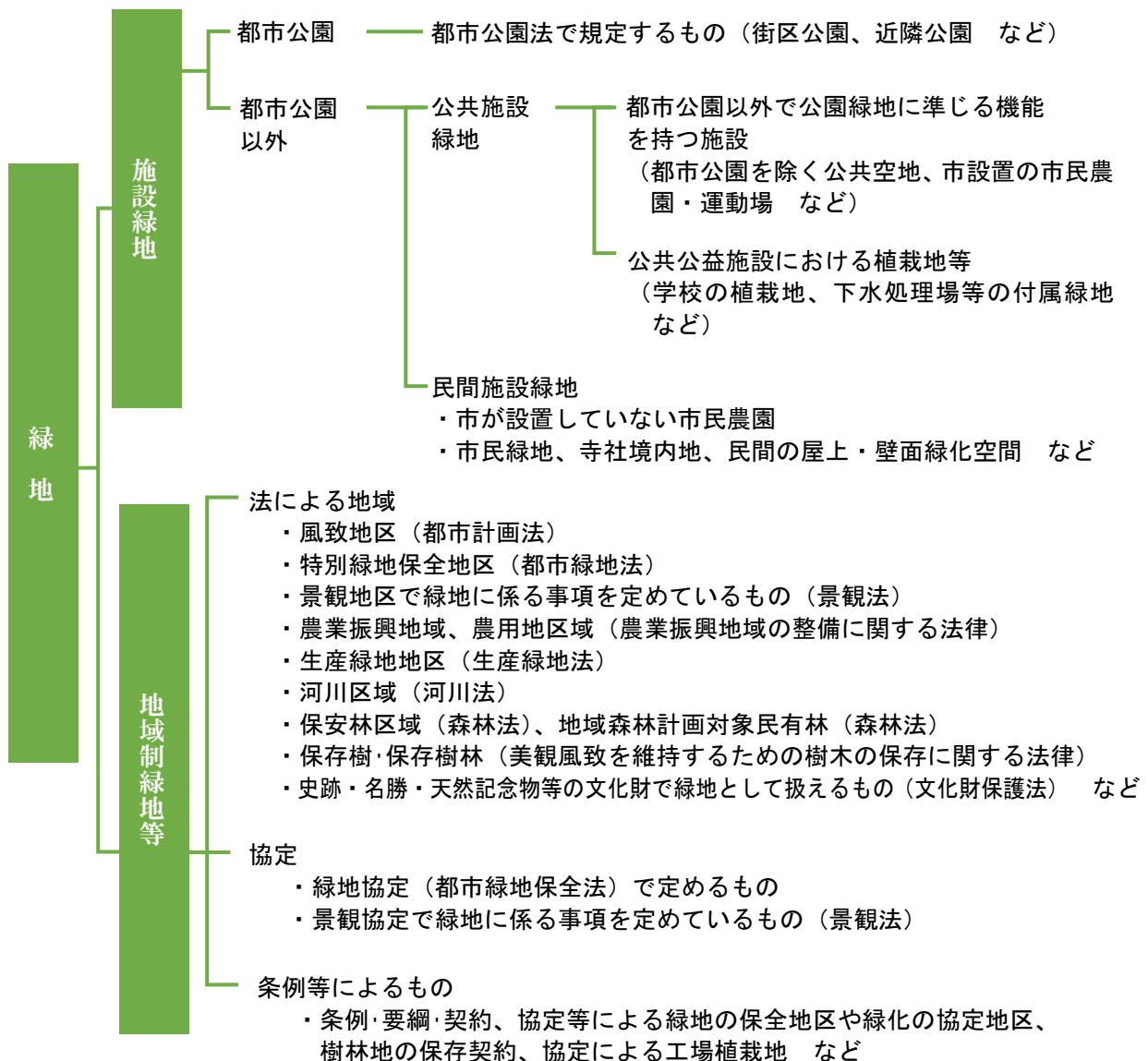


3. 計画期間

本計画の期間は、加賀市都市計画マスタープランにおける計画期間と整合を図るため、令和3年から令和17年までの15年間とします。

4. 対象とする水と緑

本計画において対象とする水と緑は、都市公園や公共施設の緑地、市民緑地や民間施設の緑化空間等を含む「施設緑地」、法による地域指定や協定・条例等によって保全等が定められている「地域制緑地等」とします。



※出典：国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課 監修「新編 緑の基本計画ハンドブック」

◆都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※出典：国土交通省 HP（公園とみどり）

5. 水と緑の機能・役割

1) 地球環境や都市環境を保全する機能

樹木などの緑は、二酸化炭素の削減や大気浄化作用のほか、野生生物の生息環境や多様な生態系を確保する機能を有しています。また、都市部におけるヒートアイランド現象の抑制、防音・防風効果もあり、住民の生活環境の保全にも役立っています。



2) 住民の安全な暮らしに寄与する防災機能

緑は、水源かん養による洪水調節や土砂流出防止等の機能を有しています。また、公園や緑地をはじめとするオープンスペースは、延焼防止帯や災害時の避難場所に活用されており、住民の安全・安心な暮らしの確保に役立てられています。



3) まちに彩りを与え、地域の個性を反映する景観形成機能

山地・丘陵地や河川敷、街路等の緑は、まちに彩りや潤いを与えるなど、美しい景観を形成する重要な要素となっています。また、地域の歴史的な緑やシンボリックな緑は、地域の歴史文化の継承や地域らしい個性的な景観を形成する機能を有しています。



4) 住民の暮らしを豊かにするレクリエーション機能

公園や緑地は、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の遊びやスポーツ、学習活動、文化活動等の多様なレクリエーション活動の拠点となっています。また、緑には精神的なやすらぎを与え、ストレスを抑制する働きがあり、住民の暮らしを豊かにする機能を有しています。



5) 地域の絆を深め、持続的な成長を促す機能

緑を介した活動は、ひととまちを結び、安全安心なまちを支える良好な地域コミュニティの形成や醸成に寄与します。また、地域行事やイベント等の開催により、地域内外の交流促進・賑わい創出など、地域の絆を深め、持続的な成長を促す機能を有しています。



6. 社会情勢の変化

1) 人口減少及び少子高齢化の進行

本格的な人口減少及び少子高齢化の進行により、担い手や財源の不足が懸念されており、集約都市形成による持続可能な都市構造への転換の必要性が高まっています。住民の健康づくりや子育ての場など、公園や緑地に対するニーズが高まっており、緑の持つ多様な機能・役割を維持、発揮するための体制や仕組みづくりへの重要性が増しています。

2) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、2030 年までに実現する持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）として、自然環境の保全や地球温暖化・気候変動対策、都市の強靱化、パートナーシップの推進などの 17 の目標が設定されました。

今後、持続可能な社会を実現するため、国や自治体、事業者等が連携し、それぞれが策定する計画や取組においても SDGs の考えを反映し、進捗を管理する手法の確立や仕組みづくりを講じて目標を達成することが期待されています。

3) 未来技術の進展

近年、すべての人やモノが多様な情報端末を通じてインターネットにつながり、サービスを享受することができる IoT 技術や人の活動を支援する AI 技術等の未来技術が急速に進展、普及し始めています。国では、これらの技術進展を背景に、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0」の実現を目指しており、今後、これらの未来技術を活用した公園緑地等の利便性や安全性の向上が期待されています。

4) 安全安心なまちづくり意識の高まり

近年、地球温暖化に起因する自然災害が各地で頻発しています。緑は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の進行を抑制する機能や土砂災害を防止する機能、防音・防風の機能等を有しており、これら緑が持つ機能を再認識し、地球環境に優しく、まちの安全性を確保する意識が高まっています。

また、わが国では高度経済成長期以降に集中的に整備された社会基盤施設の老朽化が急速に進んでいます。今後、既存施設の安全性を確保するための更新、維持管理費の増加が見込まれており、ライフサイクルコストを見据えたコストの平準化が求められています。

5) 価値観の多様化やライフスタイルのさらなる変化

これまで、経済成長や人口増加等を背景に、緑の機能を最大限に活かすため、緑の量を増やすことに重点を置いた公園緑地の整備が進められ、一定量の緑が蓄積されてきました。しかし、画一的な公園やルールのできる公園が多数存在するなど、公園施設の魅力低下が顕在化しています。

市民の価値観の多様化やライフスタイルのさらなる変化に伴うパブリックスペースの機能向上が求められ、生活の質を高める魅力ある空間づくりが期待されています。

6) 緑とオープンスペース政策の転換

平成 28 年 5 月に国土交通省は「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」を公表し、これからは「社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべき」との方針を示しました。さらに、新たなステージで重視すべき観点として、「①ストック効果をより高める」「②民との連携を加速する」「③都市公園を一層柔軟に使いこなす」と示されています。

また、平成 29 年 6 月の都市緑地法等の一部改正では、「都市公園の再生・活性化」「緑地・広場の創出」「都市農地の保全・活用」に関する法整備が行われました。都市公園の管理方針や「緑地」に農地が含まれることが明確化されたほか、「緑の基本計画」に都市農地の保全の方針を記載できることが示されています。

7) 都市農業の振興

平成 28 年 5 月に農林水産省は「都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針」「都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」「都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を柱とする「都市農業振興基本計画」を策定し、都市における都市農地の多様な機能発揮に向けた施策を推進することとしています。